

第2章 第二次計画の基本方針等

1 基本方針

守谷市では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を踏まえ、守谷市の教育目標に掲げる「新しい時代をたくましく生きぬく人づくり」を目指して、平成19年3月に「第一次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画策定から5年が経過し、この間、教育基本法の改正や学習指導要領改訂など教育環境が大きく変化しました。守谷市における子ども読書活動を推進するため、第二次守谷市子ども活動推進計画を策定することとし、基本方針を次のとおりと定めます。

〔1〕学校図書館のサービス強化

児童生徒が様々な生き方や考え方に触れ、そこから多くの示唆を得ることができる読書は人間形成としても有意義なものです。このような観点から、図書館はその実現のために学校及び関連団体と連携・協力しながら、学校図書館における子どもの自発的な読書を促すため、環境の整備やサービス強化に努めます。

〔2〕家庭、地域、学校における読書機会の提供・読書環境の整備

子どもの自発的な読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができるということが重要です。それには、図書館、公民館、保育所・園、幼稚園、児童センター、学校等の読書環境を整備・充実する必要があります。図書館は、関係団体や地域と連携しながら、子どもの家庭や地域での読書を促進するとともに、読書活動を支える人材の育成に努めます。

〔3〕子どもの読書活動を高めるための普及活動

子どもはその発達段階に応じて、読むことの喜びや楽しさを知り、読書に対する理解や関心を深めます。子どもが読書体験を重ね、積極的に読書活動に対する意欲を高めるために、いろいろな機会を捉え、広く啓発・普及に努めます。

2 計画の対象

計画の対象者は乳幼児から中学生とします。

子ども読書活動の推進に関する法律第2条では、18歳以下の子どもを対象としていますが、守谷市では、中学生までが読書の基礎を築く大切な時期と捉えました。

3 計画の期間

この計画の実施期間は、平成24年度から平成28年度までのおおむね5年間とします。また、その間においても見直します。

